

令和2年度における総合文化研究科長の選考について（案）

令和2年 月 日
研究科長候補者推薦委員会

本年度に実施する次期総合文化研究科長の選考にあたっては、東京大学大学院総合文化研究科長選考内規（平成17年11月18日制定。以下「選考内規」という。）第8条第3項及び第9条第1項による手続の結果、最終候補者を1名しか得ることができなかつたため、次のとおり取り扱うものとする。

1. 当該1名の最終候補者に対して選考内規第10条による選挙を行う。
2. 前項の投票により投票総数の過半数の賛成を得られなかつた場合は、第8条から第10条の規定により再度選考手続を行う。この場合にあつては、選挙権者に速やかに選挙期日を予告する。
3. 前項による再度の選考においては、前項の最終候補者を第8項及び第9項の規定による第1次候補者として推薦することはできない。